

宇都宮地方裁判所委員会（第4回）議事概要

（宇都宮地方裁判所委員会事務局）

速報のため，事後修正あり

1 日時 平成16年11月17日（水）13：30～16：30

2 場所 宇都宮地方裁判所大会議室

3 出席者（委員・50音順，敬称略）

東弘，板橋賢二，吉川文子，込山晴康，佐藤吉仁，柴恵子，代田郁保，田中徹歩，中野哲弘，伴靖，星野一，山崎順子

（庶務）

河原亮橋事務局長，金井孝夫事務局次長，望月克彦総務課長，本田千鶴総務課課長補佐，鈴木珠美総務課庶務係長

（説明者）

岩淵正樹裁判官，酒井自之刑事首席書記官

4 議事

- (1) 新任委員等の自己紹介
- (2) 委員長挨拶
- (3) 裁判所からの説明
- (4) 刑事裁判傍聴
- (5) 刑事裁判傍聴の感想
- (6) 意見交換等
- (7) 次回の意見交換のテーマについて
- (8) 次回開催日について

5 議事経過

- (1) 新任委員等の自己紹介
- (2) 委員長挨拶

(3) 裁判所からの説明

前回の主たるテーマである「司法教育」のその後の宇都宮地裁の取組みとして、法の日週間行事、裁判官の出前講義、高校生に対する刑事裁判法廷ガイドツアーを紹介した。は、「裁判員制度ってなに？」と題して、本庁では、宇都宮市立桜小学校6年生が、足利支部では、足利市立第三中学校3年生が、それぞれ、宇都宮地裁が作成したオリジナルの強盗事件のシナリオに基づいて模擬審理を行った。そのほか、栃木支部では刑事裁判法廷傍聴会及び裁判員制度説明会を、真岡支部では刑事裁判法廷傍聴会を、大田原支部では検察審査会制度の説明会を、小山簡裁では検察審査会制度及び少額訴訟事件の説明会を行った。は、司法に関心のある高校生等に対して、裁判所あるいは裁判官をより身近に感じてもらうため、裁判官が学校等に直接出向き、講演・質疑応答等を行う出前講義を企画し、10月14日に県立宇都宮白楊高等学校に民事部裁判官を派遣した。なお、来る12月7日には栃木県立栃木女子高等学校、来年1月には私立作新学院中等部でも出前講義が行われる予定である。では、司法教育の視点から高校生に対し、実際に裁判所に来てもらって生（本物）の裁判を見てもらうことがより有効な方策であると考えられること、また、そうすることが裁判員制度に対する国民の理解へもつながるものと考えられることから企画した。（庶務）

(4) 刑事裁判傍聴

（事件の概要）

被告人は、パチンコ店店員で28歳、現在勾留中である。被告人は、本年9月14日午前9時20分ころ、栃木県内において、本件被害者（27歳・女性）に対し、自分が運転する普通乗用自動車右前部を佇立していた同被害者の左大腿部付近に衝突させる暴行を加えた上、さらにその左足を足蹴にする暴行を加え、よって、この一連の暴行により、同被害者に加療約10日間を要する腰部打撲、左大腿打撲の傷害を負わせた事実で起訴された。

(5) 刑事裁判傍聴の感想

被告人は、公判廷で気持ちが揺れていたが、人間は一つの考えにとどまっていなくていいところがあるので、どちらの気持ちも真実と感じた。その中で一つの見方をされてしまうと、怖いと感じるが、その点どう考えれば良いのかと思った。(委員)

法廷には、以前、東京拘置所に勤務しているとき、刑務官として何度も入ったが、荒れる法廷を何度も経験した。今日は、裁判官、検察官とも非常に丁寧でやさしくものを言っていて、分かりやすく聞いた。(委員)

本件は、刑事裁判だが、男女間の問題が背景にあるので、それが被告人の更生には大事であって、今日の裁判は、内容的には別の側面が入ってくると感じた。(委員)

裁判員の観点から見て、感情に流されるかなと感じ、難しいと思った。背景をどう見ていられるのか。心情的なものが入ってくるのではないかと思った。ただ、被告人の身柄拘束から初公判日まで約60日強、判決までを入れると2箇月半かかるので、期間が長いと感じた。公判傍聴の際、被告人に当初から被害者を車でひく気があったかどうかのポイントと思い、法廷に臨んだ。(委員)

公判傍聴の際、被告人と被害者との関係、故意があったのか、偶然だったのかがポイントと思い、法廷に入った。メリハリがあって、進行具合が良く分かった。(委員)

微罪事件でもこんなに丁寧に進めているのかと思った。こういうスタイルで進められれば、子供たちが見ればなおさら、勉強になると感じた。当初、被告人の身柄が拘束されてから初公判までどうしてこんなに長いのかと疑問に感じたが、裁判官が被告人に言った車が凶器になる話を聞いて理解した。(委員)

男女の感情のすれ違いが良く分かった。しかし、悪いことをしたら、それ

なりの罰を受けなくてはならないと感じた。被告人の生活が安定していないので、生活の基盤が気になったが、パチンコ店員を4年していると聞いて救われた。(委員)

今日の被告人は、模範的であったと思う。素直で改悛の情があると思われたと思うが、被告人は、弁護人の質問には犯意を否認していた。裁判員制度が導入されると、しおらしい被告人を見たとき、どこまで本性を見極められるのが難しい。(委員)

被告人は、年齢の割に幼いし、社会の縮図を感じた。裁判官にはこういった被告人に対する教育的指導が必要だと感じた。被告人がパチンコの店員に戻れなかったときどうなるか不安である。(委員)

検察官は非常に丁寧だったとの話があったが、彼は、いつも丁寧にやっている。ただ、証拠の内容を説明する場面で、被害者の心情について被害者調書の一部でも良いから朗読することによって、刑事事件の実態を傍聴人等に伝える努力をしてもらいたかった。裁判員に対しては、もっと丁寧に説明をしていかなければならないと感じた。(委員)

傍聴していると、関係者が述べている以外の内容は分からないので、調書の中味について、もう少し詳しく話していただけると理解できると思った。今後、工夫する必要があると感じた。(委員)

もし、裁判員であったなら、本件についてどう判断するか参考のためお伺いしたい。(委員長)

有罪(執行猶予付)にする。(委員)

有罪(執行猶予付, 保護観察付)にする。(委員)

有罪(実刑)にする。(委員)

有罪(執行猶予付)にする。(委員)

本人が被害届を出したということは、恐怖感から出したと思われるので、実刑もやむを得ない。(委員)

刑を軽くした場合，反省してもらえないという危惧があるし，実刑にする
と報復される怖さがあるが，有罪（実刑）にする。（委員）

有罪（執行猶予付）である。保護観察を付けるかは，被告人が被害者にど
れだけつきまとっていたか本法廷では分からなかったので答えられない。

（委員）

(6) 意見交換等

意見交換テーマは，別紙「意見交換事項」のとおり

裁判員制度について

ア 「導入するに当たっての環境整備はどうすべきか。」（意見交換事項 1(1)）

宇都宮地裁で取り組んでいる出前講義や模擬裁判は，単発でしかやらな
いという感覚があったが，間断なく導入していることが分かったし，法曹
三者による裁判傍聴会をもっとやればそれなりの環境整備はできると思っ
た。宇都宮地裁で取り組んでいるいろいろな企画を手引にして，提示すれ
ば，学校等が行事として取り入れることができる。裁判員制度を導入する
に当たっては，宇都宮地裁で環境整備をすれば，県単位で協力できると思
う。マスコミも制度が定着するよう努力していかなければならないと痛切
に感じた。（委員）

裁判員制度については，導入した場合の法曹三者の実務慣行をどうする
か，国民にいかに理解をしていただいて裁判所に出頭していただけるか
という二つの問題がある。今日は，後者の，どのような観点から国民に理解
してもらい裁判所に出頭してもらったらよいか意見をお聞かせいただきたい。
（委員長）

職場から裁判所に出やすい環境を作っていただければと思った。そうい
う意味も含めた環境整備の問題だと感じた。宇都宮市役所は，出前講義を
承知しているので，裁判所でPRをやってくれば，広報広聴課も役に立
てると思う。（委員）

会社を休んで裁判員として出頭するということについては、民間企業では通用しないと思うし、辞退者が殺到すると思う。それは、現状では、裁判員制度自体が理解されていないからだと思う。裁判員制度は、国民の根幹をなすので、小中高校生等に教育して積み重ねていくしかないと思う。現状では、30年後くらいにやっと国民の当然の義務として定着されていくのではないかと思う。(委員)

諸外国が陪審制、参審制をどのように期間をかけて導入していったのか歴史的背景を研究していかなければならない。5年以内に国民のイメージも含めて環境が整うか心配である。(委員)

裁判員制度が導入されるまでの間に整備されなければならないものとしては、主に最高裁規則等の法規面での整備や運用面での整備、法廷の構造や評議室の新設といった物的態勢等の整備、国民に対する啓蒙等についての準備が考えられる。(庶務)

イ 「裁判員広報をするに当たり、広報手段、タイムスケジュール、コンテンツはどうあるべきか」(意見交換事項1(2))

裁判員制度をどのように認知させていくのか。新聞、ラジオ、テレビ等で早い段階から仕掛けていかないと間に合わないと思う。諸外国ではどのように参加しているのか検討しないと出頭の確保が難しいと思う。(委員)

裁判員には、実務的知識が必要だし、流れを理解しないと役目が務まらないので、単に広報するという簡単な話では済まされないと思う。やはり、若いときから教育を始めないと駄目だと思うので、それまでは裁判官にリードしてもらい、試行錯誤の中で意識が育つのを待つ。今は、その過渡期だと思う。広報は必要だが、原点は教育にあると思う。したがって、カリキュラムの中に義務的に入れる必要がある。裁判員制度は、もう間近に施行されるんだということを司法の方々に積極的にリードしてもらいたいと

思っている。(委員)

広報の対象を誰にするかによって変わってくると思う。小中学生の段階から教育を盛り込むことは重要だが、裁判員制度を5年以内に始めるなら、選定された人に対して行うものと選定されるであろう人に対して行うものとは違っていくと思う。(委員)

子供のときから教育が必要だし、単にビラを配布するのではなく、各自治会会長や事業所の団体、例えば商工会議所等の人たちに裁判というものはこういうものだということを見せたり、教育、啓蒙を行うことが必要だと思った。出前講義や刑事裁判ガイドツアーを通して説明を繰り返すと良いと思う。裁判傍聴をした自治会会長が町会等を通じて話すことによって自治会で裁判員制度が広がると思う。(委員)

市町村や企業のどこに依頼すればよろしいか。(委員長)

宇都宮市役所自治振興課に自治会連合会の事務局がある。(委員)

栃木県商工会議所連合会、栃木県商工会連合会、栃木県中小企業団体中央会、栃木県経営者協会、栃木県経済同友会がある。(委員)

聞けば聞くほどますます難しさを感じている。裁判所にどういう証拠を出すかというところで、どのように理解してもらおうか努力をしないといけないと感じている。急務だが、なかなか進まないのが実態である。(委員)

ウ 「短期的課題としては、法曹三者による刑事裁判傍聴会の回数増と支部での開催、全県的な説明会の開催であり、長期的課題としては、裁判員裁判に関する映画制作と映画会の開催、市町村を巡回した模擬法廷の開催と考えるが、どうか」(意見交換事項1(3))

裁判員制度を成功させるには、国民の制度に対する理解が不可欠と思う。それ以前に司法や裁判所への理解を深めないで裁判員制度の理解が深まらないと思うので、いろいろな観点から取り組んでいく必要がある。法曹三

者による裁判傍聴の回数を増やしたり，支部等の開催等を積極的に取り組んでいくことを通して，裁判についての理解を深めることが必要だと感じた。また，単発になるかもしれないが，宇都宮市で雰囲気盛り上げる意味でも大きな集会をやって良いと思う。それ位なら一，二年でも出来ると思う。また，何年か先を見越した場合，視覚から理解してもらうために，映画やビデオの貸出し等による普及活動，自治会，事業所，市町村に出かけて模擬法廷をやったら良いと思った。（委員）

国民に制度が出来上がる雰囲気を醸成していけば裁判員制度は，的確に対応できると信じている。弁護士会も法曹三者による裁判傍聴会の回数増や支部での開催は対応できると思う。（委員）

検察庁でも本庁での法曹三者による裁判傍聴会の回数増を積極的に奨励するとの意見であった。また，支部での開催は，広報の効果があがるので，程度の差こそあれ，開催できるとの意見であった。広報の関係では，昨年の11月から栃木県更生保護女性連盟，宇都宮海星女子学院の教職員及び生徒，保護司，宇都宮保護観察所職員等に対し，裁判員制度の広報を行ってきた。今後も宇都宮大学，白鷗大学大学院の職員や生徒への広報活動が予定されている。（委員）

制度の内容について理解しているのは市民の1割に達しないのではないのか。大改革なのに，全く関心がないと思うし，素人に裁かれたくないと思っている人が多いと思う。まずは，制度そのものの理解をしてもらうのが先だと思う。（委員）

欧州では，労働参審制があるが，それを知って衝撃的だった。国民の司法参加は基本的に認めて良いと思うが，やり方が問題であり，カルチャーを発想転換させることが大きなテーマだと思う。（委員）

変えていかなければならないとは思いますが，日本は，カルチャーがないと思う。（委員）

検察審査会制度があるが、運営がスムーズにしているのであれば紹介して貰いたい。

(委員)

検察審査会法は、昭和23年7月12日に公布され、即日施行された。検察審査会は、検察官が不起訴にした刑事事件について、被害者の不服申立て等に基づいて、不起訴が妥当か、不起訴が不当か、起訴が相当かの議決をする所である。運営で難しいのは、審査員になった人が出頭を渋っている場合に、その説得に苦労していると聞いている。

(委員長)

検察審査員から話を聞いてみると、参加して司法の一部に貢献したという話が聞けるので、国民の一人として、裁判員制度についても危惧していない。(委員)

制度そのものについて国民が参加するのは良いことだと思うが、裁判員制度が唐突に出来て、5年以内にやれというが、具体的に国民に出来るのか。その為に何をしたら良いのか。その意味での広報活動をしていかなければならないと思い、委員から考えを聞いたかった。(委員)

検察審査員が勤めている会社の理解が得られているのか。(委員)

検察審査会では、補充員を含めて倍の数の方を呼んでおり、検察審査会事務局の努力により定足数には達していると聞いている。(委員長)

検察審査会を56年やっても周知されていないのが現状である。それは、検察審査会制度についての記事が教科書にないからだと思う。やはり教育が大事だと思う。(委員)

裁判員制度は、公開の法廷で行うので、検察審査会制度との違いはあるが、検察審査会には歴史があるので、今後、出頭確保も含め、有効な方法を学びたい。(委員長)

裁判員対象事件は、量刑が重い事件であるので、感情面が難しいと感じ

た。また法廷のコンピュータグラフィックを見て、裁判に参加するのはきつuitと感じた。(委員)

エ 「憲法週間・法の日週間等を中心に、裁判所において模擬法廷・法廷見学会等を開催したらどうか」(意見交換事項1(4))

オ 「中学・高校・大学等の教育の場において裁判官等が出張し、裁判員制度等を紹介したらどうか。」(意見交換事項1(5))(一括協議)

現在、大学が世の中に飛び込んでいっている状態にある。大学で行っている公開講座、介護生のインターンシップを参考にして、例えば学生を一日でも一週間でも受け入れる態勢をとると教育のPRになると思う。現在のように裁判所がPRをしていけば、裁判員制度の確立まで30年、50年はかからないと思う。(委員)

法曹三者による刑事裁判傍聴会は、宇都宮地方裁判所、宇都宮地方検察庁及び栃木県弁護士会の法曹三者が互いに協力の上、平成14年3月から宇都宮地方裁判所本庁において実施してきたのものであり、これまでに年2、3回開催されてきているところである。回数増及び支部開催については、今後、しかるべき時期にこの件について法曹三者の協議会等に諮った上で、検討をしたいと考えている。(説明者)

カ 「陪審制その他諸外国の法制はどうなっているか」(意見交換事項1(6))

各国の制度は、いずれも当該国の実態法規、手続法規、捜査の在り方、報道の在り方、国民の制度に対する意識等の前提条件を異にし、千差万別であるといえる。そのような中、わが国の裁判員制度は、裁判員が裁判官と合議体を形成し、量刑手続にも関与する点では参審制に近く、一方、無作為に抽出された裁判員がその事件限りで審理に立ち会う点では陪審制に近いといえる。裁判員制度が両者のハイブリッドとして、陪審制度と参審制度双方の弱点をうまく克服した形で運用されることを願ってやまない。

(説明者)

(7) 次回の意見交換のテーマについて

次回の意見交換については、本日、残した意見交換事項「地域性、県民性等を考慮した宇都宮地裁の運営はどうあるべきか」及び「検察審査会制度からみた裁判員制度」を行い、その他については、前回と同様、今回の議事概要がまとまり次第、委員会通信を送付することにしたい。（委員長）

(8) 次回開催日について

次回は、平成17年3月2日（水）午後1時30分から3時30分まで宇都宮地方裁判所会議室で開催したい。（委員長）

以上

(別紙)

平成16年11月17日

意見交換事項

1 裁判員制度について

- (1) 導入するに当たっての環境整備はどうすべきか。
- (2) 裁判員広報をするに当たり、広報手段、タイムスケジュール、コンテンツはどうあるべきか。
- (3) 短期的課題としては、法曹三者による刑事裁判傍聴会の回数増と支部での開催、全県的な説明会の開催であり、長期的課題としては、裁判員裁判に関する映画制作と映画会の開催、市町村を巡回した模擬法廷の開催と考えるが、どうか。
- (4) 憲法週間・法の日週間等を中心に、裁判所において模擬法廷・法廷見学会等を開催したらどうか。
- (5) 中学・高校・大学等の教育の場において裁判官等が出張し、裁判員制度等を紹介したらどうか。
- (6) 陪審制その他諸外国の法制はどうなっているか。

2 その他

地域性、県民性等を考慮した宇都宮地裁の運営はどうあるべきか。